

一般名処方加算の算定について

- 処方箋にはいくつかかきさんがあり、その一つが一般名処方加算です。
- 後発医薬品がある医薬品について、お薬の商品名に変えて有効成分の名前で処方した場合に算定されます。
- 処方されたお薬のうち、後発医薬品のあるすべての医薬品（2品目以上）が一般名処方されている場合には10点、1品でも一般名処方されている場合には8点を処方箋の交付1回につきそれぞれの処方箋料に加算されます。
- 患者様は処方箋が一般名で表記されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることが出来ます。